

沖縄県教育情報化推進計画 ー令和4年度～令和8年度ー（案）に関する意見募集結果

沖縄県教育情報化推進計画ー令和4年度～令和8年度ー（案）について、令和4年5月27日から同年6月27日にかけて県民意見募集を行ったところ、2の個人・団体から6件の貴重な御意見をいただきました。

寄せられた御意見及びそれに対する県教育委員会の考え方につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。今後も、県教育行政の推進に御理解・御協力をお願い申し上げます。

番号	指摘箇所	御意見	県の考え方
1	2 p・2段落目	教育振興基本計画 1段落目の略称表記「県教育振興基本計画」と統一すべきではないか。	御意見を受け、表記の統一、訂正を行います。
	3 p・1段落目	県教育基本計画 「県教育振興基本計画」に表記を統一すべきではないか。	
	3 p・3段落目	平成8年度 「令和8年度」とすべきではないか。	
	3 p・4段落目	教育振興基本計画 「県教育振興基本計画」に表記を統一すべきではないか。	
	5 p・1段落目他	更に 他の部分では「さらに」の表記もあり、いずれかに統一すべきではないか。	「さらに」については、副詞の場合には「更に」（漢字）、接続詞の場合には「さらに」（ひらがな）としています。
	5 p・2段落目他	総務省の「令和2年度通信利用動向調査」によると～一般的になっている等 5字以降、全体的に一文が長いため、分割できないか。一文あたりの適切な文字数について検討が必要ではないか。	御意見を受け、表記の統一、訂正を行います。
	5 p・3段落目他	全て 他の部分では「すべて」の表記もあり、いずれかに統一すべきではないか。	
	6 p・脚注1他	又は 他の部分では「または」の表記もあり、いずれかに統一すべきで	

13 p ・ 6 段落目	はないか。 見易さ 他の部分では「分かりやすさ」、「わかりやすさ」の表記もあり、「〇〇易さ」、「〇〇やすさ」のいずれかに統一すべきではないか。	
14 p ・ 3 ・ 4 段落目	①、② ①、②が何を指すか明確でなく、13頁（1）のように表記すべきではないか。	
23 p ・ 指標他	若しくは 「若しくは」は2段階の選択がある場合のより小さい選択に用いる語句であり、単独の選択の場合は「又は（または）」の方が適切ではないか。	当該指標の表記は、出典の文部科学省調査の表記によっています。
35 p ・ 3 段落目	さらなる 他の部分では「更なる」の表記もあり、いずれかに統一すべきではないか。	御意見を受け、表記の統一、訂正を行います。
42 p ・ 1 段落目他	一人一人 他の部分では「一人ひとり」の表記もあり、いずれかに統一すべきではないか。	
52 p ・ 4 段落目他	分かりやすい 他の部分では「わかりやすい」の表記もあり、いずれかに統一すべきではないか。	
44 p ・ 4 段落目他	持つ（持っている） 他の部分では「もつ（もっている）」の表記もあり、いずれかに統一すべきではないか。	
46 p 見出し	見出しと本文の行間 他の部分に合わせて、1行空けるべきではないか。	
53 p 取組3・取組内容1	【取組内容1】と本文間の行間 他の部分に合わせて、行間を削除すべきではないか。	
53 p 4 段落目	充分 他の部分では「十分」の表記もあり、いずれかに統一すべきでは	

		ないか。	
2	2 p 計画策定の趣旨	「今後の国の学校教育情報化推進計画を視野に、同法の趣旨を踏まえた内容を盛り込む構成としている。」としていますが、国の学校教育情報化推進計画との関連性や、沖縄県がすでに示している学校におけるICT活用の指針（ICT活用促進ルーブリック等）との関連性が見えづらいように感じます。 上位計画である沖縄県教育振興基本計画も含めた、各種計画や指針等との関係性を図式で示したほうがよいかと思えます。	御意見を受け、沖縄県教育振興基本計画との相関を示す資料を追加します。 なお、ICT活用促進ルーブリック等具体的な指針との関連性については、校種間での取扱いの整合を図る等の調整を行っているところであり、その進捗に合わせて今後検討していきたいと考えております。
3	23～24 p 第4章・1・方策2	ほとんどの指標がインフラの整備や、指導する側である「教職員」を中心としたものとなっています。教育を受ける側である「生徒」を中心とした指標がないのですが、入れるべきではないでしょうか。	「教育を受ける側である「生徒」を中心とした指標」については、校種間の取扱いの整合を図る等の調整を行っているところであり、その進捗に合わせて今後検討していきたいと考えております。
4	32 p 第4章・1・方策4 (55 p・第4章・3・取組1に関連)	学校教育の情報化の推進に関する法律 第3条第4項の基本理念で謳われている「学校事務の効率化」についても計画に盛り込んでいただきたいと思います。 現在市内の小中学校に勤務している県費負担の事務職員は「市立小学校及び中学校事務連携室運営要綱」に基づきブロックごとに「学校事務共同実施」を行っています。その中で、業務の最前列に立っているものが下記の通り「県費負担職員の給与、旅費、服務」「県費負担職員の諸手当の認定等」となっています。 (業務) 第3条 学校事務連携室は、拠点校及び連携校の校長の指揮監督の下、次に掲げる業務を共同して行う。 (1) 拠点校及び連携校における県費負担職員の給与、旅費、服務、人事及び文書に関すること。 (2) 拠点校及び連携校における県費負担職員の諸手当の認定等	給与・旅費・諸手当認定等の事務効率化に係る改善（システム化）について、具体的にどのような業務をどのように効率化することが可能か、各教育事務所と各業務について精査した上で、取組方法を検討する必要があります。 御意見を踏まえ、今後、各教育事務所と意見交換を行い、事務効率化の取組について検討していきたいと考えております。

		<p>に関すること。  (3) 事務職員の研修に関すること。  (4) その他学校事務連携室で行うことが適当であると認められる学校事務に関すること。</p> <p>本来、この共同実施に関して「学校間の事務の標準化」「教材などの共同購入による調達コストの削減」「OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上」が期待されていましたが不十分であると考えます。</p> <p>「給与、旅費、サービス」「諸手当の認定等」については、沖縄県条例が適用される職種については共通事務です。これらの業務を早急に改善（システム化）し、学校事務職員が本来担うべき職務（予算執行計画・就学援助・給食費等）に専念できるよう希望いたします。</p> <p>なお、これにより教員が担っていた業務を事務職員がその専門制を生かし、効率的に処理でき、結果として学校現場の業務改善につながるものと考えます。</p> <p>○学校教育の情報化の推進に関する法律  （基本理念）  第三条  4 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるように行わなければならない。</p>	
5	55 p 第4章・3・方策1	<p>「教育施策においては、県と市町村、教育委員会と学校との連携が重要である」としてありますが、取組1の指標の目標値が離島のみを設定したものとなっています。情報共有及び連携の体制を強化するのであれば、離島に限らず対象を広く設定すべきではないでしょうか。</p>	<p>本指標においては、全市町村との連携強化を念頭に置きつつ、本島内の市町村については対面参加を選択することも考えられることから、特に対面参加の困難度が高い離島市町村数を「当面の目標」として設定して</p>

			おります。計画期間の短縮に対応してショートスパンで目標設定している面もあり、これは最終目標ではなく、今後の連携実践の中でより適切な指標のあり方を検討していきたいと考えております。
6	57 p 第4章・3・方策2	クラウドを活用したデータのやり取りなどは高い利便性の反面、一歩間違えると情報の流出などの危険性もあります。計画案ではセキュリティ対策の充実として、点検の常時実施の励行や監査などシステム的な取組が打ち出されていますが、教職員へのセキュリティ研修といったものも入れる必要があるのではないのでしょうか。	教職員へのセキュリティ研修については、「学校教育分野－方策2－取組2」の「情報モラル・情報セキュリティ教育の推進」の中で、児童・生徒に対する指導力とともに教職員自身のリテラシー向上を図る研修が含まれており、そちらで対応しております。